

社会福祉法人稲穂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人稲穂会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬などについて定め、もって社会福祉法人の使命に照らし、役員等の報酬の妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(役員報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等には、役位別ならびに勤務形態に応じて、別表1に定める額を基準とし、職務に従事している場合に月額報酬を支給する。
ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

¥10,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

¥10,000円

(3) 上記の他、法人業務の為の出勤

¥10,000円

※上記は所得税引き後の金額とする。

3 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、役員等からの請求に基づき、実際に要した費用を支払うものとする。なお、前払いを要するものについては概算払いにより支払うことができる。

(費用等の支給方法)

第4条 役員等に対する費用は、当該会議等に出席した都度支給する。月額報酬の支給日は毎月28日とする。

(控除金)

第5条 法人は、役員等に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替え金等を控除する。

(報酬の改定)

第6条 各役員などの業績を評価して、別表1に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則毎年1回、決算期の3か月後までに実施する。

(就任または退任時の場合の報酬の取り扱い)

第7条 計算期間の途中で新たに役員に就任、退任又は解任などの場合、当該計算期間の月額報酬は日割り計算等を行わず1か月分を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定を以て社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1

(単位：千円)

役職	常勤	非常勤
理事長	1,500	500
常務理事	600	200
理事	500	200
職員	200	100

附則 本規定は、平成29年6月1日より施行する。

この改定は、平成31年4月1日より施行する。